

原子力損害に関する関係団体連絡会議の設置について（案）

平成23年5月2日

1 設置の主旨

東北地方太平洋沖地震に伴い発生した原子力災害については、県内はもとより県外においても甚大な被害をもたらしており、未だ収束に至らずその影響はますます拡大している。

この中、原子力損害賠償紛争審査会が設置され、原子力損害範囲等の判定指針等が審議されているが、本県の被害の実態を踏まえた内容にしていく必要がある。

また、今後、被害者と東京電力(株)との間で、被害の申し出、賠償交渉といった和解等に向けた手続きが進められることとなるが、これには、当事者はもとより、関係団体、自治体が連携して対応していく必要がある。

このため、原子力損害を受けた関係者及び関係地方自治体等相互の連絡調整を図り、もって、損害の賠償が迅速かつ十分に行われるようにするため本会議を設置する。

2 構成員

原子力損害を受けた被害者が属する各種団体

関係市町村、福島県 等

計 36 団体等

3 予定される主な協議事項

ア 原子力損害賠償紛争審査会での審議状況

イ 県内関係団体（被害者）の損害の状況

ウ 損害範囲判定の指針、賠償手続き等への対応 他

4 今後の予定

第1回幹事会

日 時：平成23年5月9日(月)13：30～15：00(予定)

場 所：福島県自治会館3階 303会議室(予定)

協議事項：各団体ごとの被害状況の把握について 他

原子力損害に関する関係団体連絡会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 東北地方太平洋沖地震による原子力事故に伴い損害を受けた関係者及び関係地方自治体相互の連絡調整を図り、もって損害の賠償措置等が迅速かつ十分に行われるようにするため、原子力損害に関する関係団体連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故に関する損害に関すること。
- （2）原子力損害賠償紛争審査会に関すること。
- （3）原子力事業者（東京電力(株)）との損害賠償に関すること。
- （4）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる者をもって構成する。なお、構成員は必要に応じて追加することができる。

- 2 連絡会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は、福島県災害対策本部副本部長とする。
- 4 副座長は座長が指名する。

（会議）

第4条 連絡会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務める。
- 3 会議は必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第5条 連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者の事務担当者をもって構成する。
- 3 幹事会は、連絡会議に付議する事案の調整を行うとともに、原子力損害に関する協議調整を行う。

（庶務）

第6条 連絡会議の庶務は、福島県災害対策本部において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成 2 3 年 5 月 日から施行する。

別表

農林水産業関係

福島県農業協同組合中央会
福島県森林組合連合会
福島県漁業協同組合連合会
社団法人福島県畜産振興協会
福島県たばこ耕作組合

商工業関係

福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会
福島県中小企業団体中央会
福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

保健医療福祉関係

社団法人福島県医師会
社団法人福島県病院協会
社会福祉法人福島県社会福祉協議会
福島県老人保健施設協会
福島県生活衛生同業組合連合会

土木建設業関係

社団法人福島県建設産業団体連合会

労働関係

日本労働組合総連合会福島県連合会

交通運輸関係

社団法人福島県バス協会
社団法人福島県トラック協会
社団法人福島県タクシー協会

その他

福島県私学団体総連合会

関係市町村等

福島県市長会

福島県町村会

いわき市

田村市

南相馬市

川俣町

広野町

楢葉町

富岡町

川内村

大熊町

双葉町

浪江町

葛尾村

飯舘村

福島県（関係部局）